

京都府消費生活安全センターからのお知らせ

ご注意ください！

最近こんなトラブル増えています

～京都府における消費生活相談の概要、「見守り新鮮情報」(国民生活センター)より～

「〇〇の点検にきました」から始まる勧誘に注意

事例

自宅の屋根、換気扇、給湯器、分電盤やブレーカー等を、「〇〇の委託を受けて点検している」「近所で工事している」「無料で点検する」等と電話や突然訪問してきた業者から、点検後に「このままでは大変なことになる」と不安をあおられ、本来望んでいない高額のリフォーム工事等を契約させられたというトラブルが増加しています。

アドバイス

- 突然電話・訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- すぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう。複数社から見積もりを取ることが大切です。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- 少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

実在する事業者をかたり... 詐欺や個人情報を聞き出す電話に注意

事例

- 自動音声で「2時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は1番を押すように」と電話がかかってきた。1番を押すと、NTTカスタマーセンターを名乗るオペレーターから住所、氏名、生年月日を確認された。
- 総務省を名乗り「2時間後に通信できなくなる」という電話がかかってきた。番号非通知からの着信だった。
- 大手通信会社グループの事業者を名乗り「電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われた。

アドバイス

- 総務省やNTTから、電話を停止することに関して、番号非通知、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。
- 在宅中でも留守電設定にして、留守番電話に対応させる「居留守電」の対策も有効です。

契約のトラブルで

困ったときはすぐ相談！

消費者
ホットライン

い や や
188

～高齢者・障害者を消費者被害から守るために～

見守り活動
者対象

消費生活講座

を実施しています

福祉・介護関連団体の職員など、日頃高齢者等と関わりのある活動をされている方に、消費者被害やその対処方法などに関する講座を無料で実施します。

オンラインや動画講座も可能ですので、研修等の一コマとして、是非ご活用ください。



お問い合わせ・申し込み

京都府消費生活安全センター 企画・啓発係

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70

TEL:075-671-0030 FAX:075-671-0016 E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/index.html>